

W・リップマンと圧力団体観

——民主主義論を基礎に——

上
林
良
一

W・リップマン (Lippmann) は一八八九年に生れ、一九七四年八十五才で没した。その間、ハーバード大学生時代に社会主義クラブを結成し、一九一三年『ニューリパブリック』を創刊して以来、『ニューヨーク・ワールド』『ヘラルド・トリビューン』『ニューズウィーク』等で一貫して政治評論の筆を休めなかった。ことに『ヘラルド・トリビューン』のコラム「今日と明日」は、自由主義的デモクラシーの原則をかかげて、アメリカの現実政治に大きい影響をあたえたものであった。

しかし、云うまでもなく、彼はただコラムニストとして名を高めたばかりではなく、最初の著書、一九一三年『政治学叙説』(A Preface to Politics)をはじめ、二十七の著述を残している。『政治学叙説』は、フロイトの理論を政治に応用した点で特異なものではあったが、同時に、彼が社会主義への決別を述べた意味でも、画期的な著書でもあった。これを契機として、リップマンが、現実主義に傾いたことは、その後の政治思想と政治評論に方向をあたえたものといつて過言でなからう。そしてそれは、やがて、一九二二年『世論』(Public Opinion)、一九二五年『幻の公衆』(Phantom Public)、『公共の哲学論集』(Essays in the Public Philosophy)に見られる反多数主義の政治思想の基調をつくる端緒でもあったらう。それは、結局において社会主義への失望を宣言することになったのであるが、伝統的左翼が人民の英知を誣いあげるのに対して、リップマンは多数者の圧制の可能性を提起し、科学的専門能力を身につけた管理者層への期待を述べた。これについては、一九一〇年、「ボストン・コモン」記者となり、リンカン・ステフェンズの助手として『エブリボデイズ』の編集に従事したこと、とりわけ、ニューヨーク州ケネススタ

ディの市長となった社会主義政治家の補佐官となった経験から、社会主義の実践から身を引くことになったことが、大きい理由でもあった。リップマンには、社会主義への失望もあり、公衆への失望もあったが、同時に現実政治にタッチして、決して職業政治家が自分に適職ではないことを知ったのであるが、なお、無関心な大衆、世論による圧制の問題をよく認識したことも事実であった。このことは、『政治学叙説』、『世論』、『幻の公衆』等にあらわれたリップマンの政治思想の特質をかたちづくることになった。

もちろん、権力そのものに極端に接近することの危険を避けながら、批判精神を堅持し、激動の二〇世紀を見つめて、その時代の状況に対応して、アメリカの針路を示しつつつけてきたリップマンの才能は、たしかに類まれなジャーナリストとしての役割を果してきた。しかも、反全体主義を標榜した自由主義者であったリップマンは、行政府の強力な指導をねがいながらかならずしも大統領権限の強大化を望まなかった。アメリカの国民を尊重しながらも、同時に大衆には懐疑的であった。

この論文は、リップマンの特殊利益集団の活動、役割に対する批判を緒として、彼の政治思想、政治理論の一端を探ってみたいと思う。なお、ここでは、リップマンの政治学演習の恩師であって政治理論の上では決定的な影響をあたえたG・ワラス (Wallas)、W・ジュームズ (James) やU・サンタヤナ (Santayana) のプラグマティズムの影響に留意して考えてみたい。

二

社会学者R・M・マッキーヴァー (MacIver) は、『国民統一と共通の福祉の存在』(national unity and common

welfare)をデモクラシーの論理に結びつけ、共同社会の確立と存在をデモクラシーの基本条件にすえつけている。彼は、特殊利益を強調する圧力団体を「相応する責任をもたないで権力を所有する団体」(Group that owns power without corresponding responsibility)であると判断して、これをデモクラシーへの脅威であると述べた。集団を基礎として政治を研究しようとするベントリーの立場では、立法がつねに計測可能な圧力団体間の闘争の結果であるとするマッキーヴァアの考え方には疑念が残るものの、立法がすべての国民の福祉に関する決定をあらわすものではないと批判していることは重要な指摘であろう。

マッキーヴァアのこのようなコミュニケーション論にもとづいた団体批判とは異なるけれども、おなじくデモクラシー論の立場から、W・リップマンもまた、次のように述べて圧力団体のゆきすぎについて論じている。「不思議な人間だとか変り者だとか見られるような、ごく稀な例外を除いては、成功する民主政治家は、いつも不安定で脅迫されている人々である。彼等が政治的に出世するのは、ただなだめたり、すかしたり、賄賂を贈ったり、そそのかしたり、だましたりするか、さもなければ、選挙民の中で物を欲しがったり脅迫したりする分子を、何となくあやつることによってのみである。決定的な考慮は、その提案が良いかどうかではなくて、人気があるかどうかであり、それがうまく実施でき、良いことを証明できるかどうかではなくて、積極的に発言する選挙区の連中がそれをすぐに歓迎するかどうかである。政治家たちはこのような卑屈さを、民主社会では公人は人民の下僕なのだという理屈で、弁護するのである」⁽¹⁾。こうした政治家の墮落がデモクラシーの危機を示しているとして、次のように結んでいる。「統治力のこのような活力喪失は、民主国家の病弊である。この病弊が進むにつれて、執政府は、選挙された議会の侵犯や篡奪を、非常に受け易くなる。執政府は、政党の駆引きや、組織された利益団体の代弁者や、いろいろの宗派やイデオロギー

のスポークスマンなどによって、圧迫され悩まされる。この病弊は致命的でさえある。もし戦争と平和、治安と財政革命と秩序というような重大かつ困難な問題が決断を迫られている時、公務員や専門家を持つ執政府や司法部が、その決断を失っているとしたら、それは、自由社会としての国家の存続すら、危殆に瀕せしめうるのである⁽³⁾。

以上のようにして、マッキーヴァーとリップマンでは、それぞれ立場の基礎は微妙な相違を見せながらも、健全なデモクラシーの発展を望んで、独善的な団体の動向について、危険な徴候を認めて共通の見解をしめしていることが読みとられる。マッキーヴァーにあつては、政治家の現実の墮落を説くことに主眼点をおいたものではなく、集団利益の「帝国主義」化を批判して「共同社会」の普遍的価値を強調している。これに対して、リップマンは、集団利益や選挙区に弱い政治家像をえがいて、実行力ある「執政府」の実現を説いているのである。もちろん、窮極の目的であつた「公共の哲学」なる理念は、かならずしも説得力のあるものとは云えなかつた。

いうまでもないが、リップマンの一九五五年『公共の哲学』は、かならずしも、利益集団、圧力団体の活動を批判することのみをめざして執筆されたものではなかつた。また、この著書で述べられ強調されているように、「西欧の没落」とか「デモクラシーの危機」も、厳密にいえば、あえてリップマンによって初めて提起されたテーマでもない。もちろんこうした危機的な現象のなかにデモクラシーの病弊を認めたのではあるが、この病弊や危機の根本を「公共の哲学」によって救済しようと提案したところに、リップマンの主要な目的があつたのである。リップマンは、ここにおいて、西欧の自由主義的なデモクラシーの病弊が、われわれ自身の内部から生じていると考えたので、西欧の諸制度の基盤となっている「自然法」をとり上げたのである。要するに、『公共の哲学』はリップマンの反多数主義的な側面が最も強くあらわれた著作だからである。『大衆の意志が政治を支配するところでは権力の眞の機能が攪乱さ

れる』。民主主義が麻痺し、權威主義的体制に道を譲るのは『情報に通じ責任をもつ公人』(the informed and responsible officials) に対して人民が拒否権を行使するからである。人民が主権者になると、人民の政府は權威を失い、平和と『文明性』(civility) の維持が不可能になる。要するに問題は、人民がその行使の仕方を知らない權力を手に入れて、人民の選ぶ政府が統治するに必要な權力を失うところにあるのである」と述べたのは、この著作が、急激な西欧社会の衰退過程におちいったかのように誤解されることをふせぐために、本書がかならずしも暗い調子、悲觀主義一辺倒におちいったものでないことを強調したものであろう。この意味では案外、本著も、深いところでリップマンの一九二〇年『世論』、一九二二年『幻の公衆』等に明快にあらわれている反大衆主義という彼特有の政治觀の一貫性をよみとることはむづかしいことではなからう。

R・ステイールは、次のようにしめくくっている。もちろん、これにも明快にリップマンの反大衆主義的政治思想があらわれている。「これを正すにはどうしたらよいか。リップマンの解答は二つあった。より強力な政府への回帰と、『自然法』に沿って主義を制約することである。強力な政府は、立法府に対する特殊利益の締めつけを解除し、自然法の尊重は『ジャコブンの』異端によって侵された『文明性』と、個人的自由の回復をもたらす。『西欧の衰退』に対しては、『支配者と主権者としての人民……そして人間の社会全体を超えたところに注が存在すると自然法の原理』に立帰ることによって、歯止めをかけることができる」。

ところでこのようなリップマンの目標が果して成功したかといえ、それはかならずしも成功したとは云えない。つまり、ここで提起した「自然法の原理」なるものが、西欧の没落、西欧の衰退を救うことができるという論理が、なかなか一般的に理解されそうになかったのである。もちろん、リップマンの著書に感銘を受けたとする評者もあつ

たことは否定できないが、「大衆による暴政」を指摘し、強力な行政府をもとめる議論を、問題のとらえ方として正しくないとする書評もあったし、それを民主政体そのものに対する攻撃だと批判するものもあった。多くの評者は、明確に定義されていない「自然法」の概念に、神学的な意味合いをもたせたことに、戸惑いと苛立ちを感じたのであろう。

もともと、デモクラシーが決断の欠如と敗北主義のために麻痺し、全体主義が「根を切られた大衆」の忠誠を獲得したというリップマンの時代の診断が、かれをして悲観主義をもたらしただのであるが、そのことを根本的に救済する手段としては、どのようにリップマンがカトリックの教義にひかれたのであっても、現実の効果としては、はなはだ軽微なものであったろうし、また一般読者にはなかなか現実的な手段としてはうけ入れられなかったということは、よく理解できることであろう。「カトリックの魅力は、リップマンにとっていかに大きく、多数派や圧政者の命令を越えた道誌的次元での人間的交わりを可能にする道を示している」としても、そうした考え方のなかには、やはり、一九二〇年の『世論』のなかに、しかも、終章の部分に示めされているロマンティックな理性や善意を信じていこうとする著者リップマンの姿勢がここでも大きく影をおとしていると見ることも可能ではなからうか。ここに、プラグマティズムにうら打ちされた現実主義者としてのリップマンの一面、政治的人間のかくされた部分、甘さというべきか、理想主義者の一面を断ちきれず引きづっていると見ることもできるだろう。

要するに、「公共の哲学」とは、「われわれが帰属する歴史的な、そして多分に特異で一過性の政治秩序のなかで、われわれが生きてゆくために受け入れなければならない前提」のことであるとリップマンが説いた。この定義については何人も異論を言わない。しかしながら、ここに力説されている「自然法」の意味と、「公共の哲学」とはどのよ

うな関連があるのだろうか。またこれが果して哲学といえるだろうか、こうした点については、リップマンの説明は非常に曖昧なものであった。⁽⁷⁾

このように見てくると、われわれは、政治学者であるとともに、政治評論家、かつ実践家でもあったリップマンの現実的な活躍の軌跡のなかに、以上述べてきたような圧力団体観とそれをうらづけるエリート主義、反多数主義、強い執政府を強調する政治観に相応する多くの事例や経験をあげることができであろう。たとえば、一九三〇年の頃、フーバー大統領に対して好意的な論調で支えていたリップマンが、するどいフーバー大統領批判の論調に変化したのは、圧力団体の主張に対するフーバー大統領の煮え切らない姿勢を批判した結果であった。リップマンは、フーバーに対し、フランクリン・ルーズベルトとおなじく均衡予算の信奉者であり、赤字財政を批判していたので、種々の立法が圧力団体の圧力によってなされることにきびしい態度と論調をしめたのである。R・ステイルは、このことについて次のように述べている。すなわち「とりわけリップマンにとって気がかりだったのは、フーバーが特殊利益団体の圧力に敢然と立ち向うことなく、ロビイストがホーレイ・スヌート関税法 (Hawley-Smoot tariff of 1930) の議会通過のために画策するのを放置していたことである。『常識的な説明ではまったく理解できない何らかの理由で、大統領は何の代償も求めることなくすべてを明け渡してしまった』とリップマンは『ワールド』で批判した。『フーバーは共和党内の主導権を放棄し、個人的な威信を失墜させた。そして、危険で有害な愚昧と貧欲の産物を唯々として呑みこんだのである。』『ハーバース・マガジン』への寄稿では、論争を恐れ、利害の対立が生み出す「たぐいに巻き込まれまいとするところがフーバーの『際立った弱点』であるとし、次のように指摘した。『理性の世界では人一倍勇敢でありながら、不条理の世界では、政治家として例外的に臆病で、うろたえがちな人物である。』」⁽⁸⁾こ

したリップマンの評価は、決して、一人のフーバー大統領に対して下された判断であるばかりでなく、大統領、執政府に対するリップマンの基本的な見解がよくあらわれたものであり、フーバー大統領が、彼の圧力団体への弱腰がそのまま、直ちに、愚昧な大統領としての判断につながったものにほかならない。

また「政府の介入に対する保守派の反撥と歩調を同じくしてリップマンは、『児童労働禁止 (Child Labor amendment) の憲法修正や市民権に対する連邦政府の保証 (federal guarantee of civil rights)』あるいは退役軍人給付金の繰り上げ支給 (early payment of veterans bonuses) に反対した。退役軍人の未亡人や遺児に対する給付金支給法 (pensions for widows and orphans of veterans) が提案されたとき、この種の特殊利益集団は『予算に対してばかりか、人民による政治という体制そのものに対する脅威である』と公言した⁽⁹⁾と述べられている。このことから、リップマンがフーバー大統領就任時には同情的立場を保っていたのにかかわらず、リップマンにとって大きな失望をもたらすこととなったのは、フーバー大統領が特殊利益集団による立法に強い態度をとることができなかったのが大きい理由であることが理解されるだろう。こうしたことが結局のところ、リップマンはいうまでもなく、アメリカ国民が、強力な指導者を待望することとなり、積極的大統領としてのフランクリン・D・ルーズベルト大統領を選ぶこととなったのであろう。ともあれ、フーバー大統領に対するリップマンの批判、ことに圧力団体に対する寛容、弱腰とも見える態度についてのリップマンの酷評のなかには、彼の年来のデモクラシーへの信念がにじみ出ていると云うべきではなからうか。

こうした文脈にしたがって、一九三二年、アメリカ議会が取引高税の導入を拒否したことを一つの契機として、リップマンにとって均衡予算への熱意をしめさないとみられるフーバー大統領への批判が拡大された。リップマンのデ

モクラシー論が強力な執政府、強力な権力をもった指導者を望むものであるからには、この点でも、たんに経済問題についての政策上の批判にかかわらず、リップマンがやがてF・D・ルーズベルト支持を打ち出すようになった大きい要素となったことであろう。

したがって、この問題が一つの機会となつて、もともと批判的でもあつたリップマンが、強力な指導者F・D・ルーズベルトを支持することとなつたことについて、R・ステイールは、次のように述べている。「経済危機は民主政体そのものの存立を脅かすかに見えた。一九三二年の冬ヨーロッパを旅したリップマンは、帰国後すぐに書いたように、大統領による強力な指導力なしには、『アメリカにおける事態の進行も、他の国々とさしてちがわないものとなろう』という確信を強めていた。議会が取引高税 (sales tax) の導入を拒否したことは、圧力団体が立法府を動かしていることを如実に示した。この種の間接税は貧乏人に不当な負担を強いるものだと言はれた。リップマンはたしかに『悪税』だが、これ以外歳入を増やす道がない以上、やむを得ないと反論した⁽¹⁰⁾。それは結局、均衡予算に対するリップマンの熱意をうかがわせるものであつたが、同時に経済問題にかぎらず、強力な政治統合力、推進力をもとめる声でもあつたろう。その後、F・D・ルーズベルト大統領が就任して、リップマンがどのような支持と進言をおこなつたかを思い起せば、大恐慌下の政治的指導者に対して、彼がしめした理想の政治家像がよく理解されよう。

(一) マッキンヴァーの記述によつて、彼が、ベントリー、ミュンロ、ビアード、ロビンソンのような、集団利益の多様性を強調する政治理論、とくにベントリーの理論を批判して、「共同社会」の理念を提起していることが理解される。ところでおなじ箇所で、「政治活動は役職の威信よりも役得によつて刺戟される」(More political activity is motivated by the perquisites than by the prestige) または、「政治は多くの国々におけるよりも、はるかに無制限な、組織集団の相対的

利益のためだけに争うようになった」(Politios became, with far less qualification than in many countries, the jockeying of organized groups for relative advantage) とマッキーヴァーが述べている。この点から、マッキーヴァーは、集団利益のゆき過ぎをpushさせて「共同社会」をとりあげる立場であるから、政治家論、政治活動を主たる問題にしているわけではなく、次に述べるリッペンマンの政治家、政治活動への考え方とよく似た批判論を述べていることになるであろう。R. MacIver, *The Web of Government*, 1947, pp. 219-221.

(2) 内田満『アメリカ圧力団体の研究』第七章「アメリカにおける伝統的圧力団体観とその変化」一九八〇年、参照。

(3) W・リップマン『公共の哲学』(矢部貞治訳)、昭和三八年、三六頁。

(4) 同書、三六一-三三七頁。

(5)ロナルド・ステイール『現代史の目撃者』(浅野輔訳)、TBSブリタニカ、一九八二年、二五九頁。Ronald Steel, *Walter Lippmann and the American Century*, 1980, p. 492.

(6) 同書(5)、二六〇頁。Ibid., p. 492.

(7) 同書(6)、二五八-二五九頁。Ibid., pp. 491-492.

(8) これに関連してステイールは、次のように述べている。「リップマンは複雑な人間であったが、謎のような人物ではなかった。存在しないのではないかと恐れる秩序をあえてあくまでも求めようとする懐疑主義者—これがリップマンであり、またそれが『公共の哲学』の弱点を生み出す欠点となった。さらに若き日のロマンティシズムと理想主義を抑え切れない現実主義者でもあった。これが晩年にいたるまで、シニシズムと虚無主義からリップマンを救ったのである」。ここに、人類の善意と理想を信頼するロマンティシズム・理想主義とリアリズム政治との相克になやみ、それらの共存を信ずるリップマンの特徴を描写している。同書、二六四頁。Ibid., p. 495.

(9) 同書(8)、九頁。Ibid., pp. 288-289.

(10) 同書(9)、一〇頁。Ibid., p. 289.

(11) 同書(10)、一一頁。Ibid., p. 290.

(12) 同書(11)、二四頁。Ibid., p. 300.

W・リップマンは、よく知られているように、ハーバード大学時代から、W・ジェームズの知遇を得て、プラグマティズム哲学創始者の晩年の薫陶をほしいままにしたといつてよいだろう。⁽¹⁾ またおなじ頃、哲学者サンタヤナからも大きい影響を受けたことは、その生涯にわたる人格と教養の形成に没することができない。⁽²⁾ したがって、リップマンの政治理論、政治評論、政治的活動の背景に、プラグマティズム哲学が結びついて生きているといつてよいだろう。リップマンの政治思想、社会科学的発展そのものがプラグマティズムの展開をしめしているといつても過言ではないであろう。R・スティールは、J・M・ケイン (James M. Cain) の言葉―「彼は現実主義者であった。それが何であれ、その時どきの状況の現実に適応した。しかし常に、適応は周辺の事態に対してであつて、心の内なる確信まで及ぶものではなかつた」⁽³⁾をとりあげて、リップマンの現実主義的方法をすどく指摘し、かつ批判した叙述をしている。リップマンの見方には、観念論的哲学や硬直した主張がなかつた。米ソ対立に自ら「冷い戦争」の語をあてたが、冷戦初期の封じ込めに反対する冷静な主張をしながらも、しばしば矛盾を生じることにおいて、彼の現実主義が最も明快にあらわれていたといふことができよう。封じ込め理論への批判はながく一貫した主張をもつたもので、際限なく介入戦争にのめることの不正と危険を熱心に指摘しながらも、共産勢力によつて西側の支配権があらゆるようになってくると、いつのまにか介入政策に賛意を表する論説を発表するようにもなつた。それは、一九五〇年には、インドシナ独立戦争に対するフランスの軍事介入についてアメリカが援助すべきではないと説きながらも、その論調は、次第に力の均衡を説いて封じ込め理論に加担することになつた経過において、よくあらわれている。一方ヨーロッパ

ツパにおいても、ドイツの中立化と統一を説いていた一九五〇年頃のリップマンの論旨は、ソ連の軍事力に対抗するために、一九五二年になって、ドイツとヨーロッパの分裂の論理を無理なく受け入れるようになった。このようにして、基本的には冷戦政策についての国民的合意に埋没していたリップマンの態度について、R・スティールは、よくも悪くも、その背景にあるプラグマティズムの立場がこうした現実主義的論調と深くつながっていることを重要視した。「リップマンのものの見方には哲学的立場やイデオロギーの硬直性がなく、また、アメリカの対外政策において経済的要求や帝国主義的欲求が何らかの役割を果すことを一切認めようとする傾向があった。唯一の指針はプラグマティズムであり、そのために論評の対象とするさまざまな問題に一貫性のある立場を堅持することができなかった。たとえば、ダーダネルス海峡やチェコスロバキアの場合のように、その議論は微妙に揺れ動くことが多かった。」⁽⁴⁾と述べている。

またリップマンにおけるプラグマティックな政治評論活動のアプローチの方法については、つぎのようなスティールの観察が適確にリップマンの特徴をつかんだものと見ることができよう。すなわち「人間の尊厳、アメリカ民主主義の約束、苦境のなかにあっても最善をつくすことの必要性、人間性にひそむ基本的な矛盾——それらについての内なる確信は、ヒューマニスト、懐疑主義者、そして誠実の人リップマンの特質であった。しかし、事態に対応するその姿勢はあくまでもプラグマティックであった。哲学者のように認識の枠組を設定することはなかった。リップマンは自分で気がついていた以上にウィリアム・ジェイムズ的であり、自分で望んでいたほどにはサンタカナ的ではなかった。しかし、この力を一貫した哲学的思想の形成に向けるとき、リップマンはつまづくのであった。何年にもわたって想を錬り、筆を進めてきた政治理論についての本が出版されると、このリップマンの姿が明らかになるので

ある⁽⁵⁾」。このステイールの解説は、決して、ここで筆をとった「世界の動きに翻弄された」とされる米・ソ冷戦構造に対するリップマンの態度、現実主義の哲学を説明しているにとどまらない。ここには期せずして、観念主義に対するプラグマティズム哲学の特質、たとえば体系志向でないこと、懐疑主義、変化とともにすすむ相対主義、実際の経験主義の特徴をたくみに実現したものと云うことができるだろう。ここにリップマンの特徴をとらえて、「状況を適確に分析し、そこに鋭い光をあてることはできた。しかし、この力を一貫した哲学的思想の形成に向けるとき、リップマンはつまづく」とステイールが述べているのは、フラグメンタルなその時どきの事情を分析することに得意なりリップマンの才能をとりあげながら、一貫した体系的で観念的な哲学的思想の欠落を指摘して、あたかもリップマンに対して一見マイナスの評価を下しているように考えられるが、実はそうではなく、この特徴こそ、ただにリップマンという一人の政治学者、政治評論家の性格をとらえているばかりではなく、ここにこそ、プラグマティズム哲学の一つの重要な特質、いわばアメリカ哲学と称される、変化に対応して実践の世界を対象とするものの考え方が生きているものと解されるべきであろう。

以上に見られるように、リップマンの政治評論や实际活動にあらわされたプラグマティズムの実践は、これまでとりあげてきたように、ハーバード時代以来、W・ジェームズやサンタヤナによる薫陶が影響をあたえ、実を結んだものであることは明白なことであった。リップマンの生涯にわたる物の考え方の基本をジェームズの実類主義的、多元主義的プラグマティズムが大きくリップマンの骨格をつくったことは否定し得べくもない。リップマンは、後年の政治的活躍やエリートの政治思想から云って、政治的実地的、実験主義的多元主義を骨肉のものとしながらも、ジェームズの信条があった偶像破壊主義からは遠のくこととなったが、広大なジェームズの感化に立ってプラグマティズム

の基礎を社会科学の上に発展させたことは大きい功績であった。けれども、われわれは、リップマンとプラグマティズム哲学について云えば、この二人ばかりではなく、哲人法官と呼ばれた最高裁判所判事オリバー・W・ホームズ(Homes)との一生涯に及ぶ知的交流に触れなければならぬであろう。

二十四才の若さで、「ニュー・リパブリック」紙の論説担当者となったリップマンは、セオドア・ルーズベルト(Theodore Roosevelt)、ラーネット・ハンド(Learned Hand)等とともに、O・W・ホームズ判事と交際することになった。このうち、リップマンの一九一三年の最初の著作『政治学叙説』(A Preface to Politics)に称賛を送ったことが、大きい機縁となって、偉大なルーズベルトとリップマンを結びつけることとなった。けれども、自分にとって、もっとも心暖まる数人の人々のうちに、リップマン自身ホームズ判事の名をあげているように、彼は、ニューヨークの「真理の家」で、ほしのままに判事ホームズから教えられる機会にめぐまれたのであった。云うまでもなくリップマンは、その憲法論、社会思想、そして何よりもリップマンの著作と政治評論と実践活動のすみずみに至るまでゆきわたっているかに見えるプラグマティズムとその発展に大きい貢献をしているということができよう。判事ホームズは、「その法曹界における不動の地位と評価のためばかりでなく、あまりにも有名な機知とユーモアのゆえに」、多くの人々の尊敬と感服を集めたと述べたスタイルは、同時に彼の哲学と社会観と実験主義的方法論に立った憲法論にふれて、次のように重要な指摘をしていることに、われわれは注目したい。すなわち「また、伝統という権威を否定するその姿勢も著者や強くひきつけた。ある意見書で彼は次のように述べている。『人生が一つの実験であるように、憲法もまた実験である。また議会といえども、国民の心を変えようとする努力をすべて禁ずることはできない』。社会・経済政策面では保守派であったが、彼は司法が盲目的に先例に固執し、変化を阻止することにも、

また立法的判例によって変化を促すことにも反対した。立法の合憲・違憲の基準は、その法律が公共の福祉に資するか否かではなく、立法府にそのような法を制定する権限があるか否かにある。このホームズの場合は、フィリックス・フランクフルターなどその弟子に大きな影響を与えることになる⁽⁸⁾⁽⁹⁾。ここにも、ホームズ判事におけるリアリズム法学、實際主義的憲法論が見事にプラグマティズムに結びついていることを知ることができるだろう。

リップマンは、『ニュー・リパブリック』紙の論説の筆をとるようになった頃、いきおい広い社会に向けて交際をもとめ、すっかり学生時代に親しんだ社会主義運動、とくに急進主義者たちと決別していた。もちろん、このことはリップマンが生涯政治学の師とあおいだワラスの教えにもよったものであるが、ここにとりあげたホームズ判事の知遇を得て以来、判事没年の一九三三年にいたるまでの交流が、一つの大きい要因となったことであろう。リップマンは、初期のような、社会主義者としての傾斜のなかにあらわれた心情的には、理想主義やロマンティズムを有しながらも、ホームズ判事の経験主義や現実主義、とりわけ懷疑主義的考え方が、陰に陽にリップマンを刺戟したことであろうことが想像されよう⁽¹⁰⁾。

このようにして、ホームズ判事のリアリズム法学、法律・政治思想におけるプラグマティズムとリップマンの政治思想とのふかい関連をみることができ、同時に、ホームズ判事とともに、H・ラスキ (Taski) がリップマンの政治学、政治活動に側面から大きい影響をあたえていたことが理解されよう。たとえば、アメリカ代表団の一員として、第一次世界大戦後の講和会議の頃、ラスキはリベラリズムの立場からリップマンの努力を賛え、自分の主張が買われなかったために失意におちいったリップマンに対して、『ニュー・リパブリック』に依って論陣を張ることを熱心にすすめたのは、ラスキの大きい助力であった。リップマンにとって「残念な講和」をめぐる環境について、『政

治状況』(The Political Scene) という標題で論文を発表した時も、ラスキは、高い称賛を送っている⁽¹⁾。その他、リップマンについては、政治評論や著書に対して、ラスキはおおむね賛意と激励の意をこめて、好意をもって見守ってきたようであるが、必ずしもそうとばかりは限らなかつた。一九三一年三月のアメリカ政治学会でのリップマンの講演「ジャーナリズムとリベラリズムの精神」(Journalism and Liberal Spirit) において、彼がリベラリズムと大企業の結合、頭脳集団による寡頭支配を説いた時、ラスキはリップマンが感受性がなくなったことに大きい失望をあらわした⁽²⁾。これらのラスキへの批判は、ほとんどホームズ判事と話し合ったり、ホームズ判事を介してリップマンに使えられた内容のものが多かつた。

- (1) R・ステイル前掲書(B)、第二章「ハーバード時代」参照。Steel, op. cit., pp. 16-22. なお、W・ジェームズについては、鶴見俊輔『アメリカ哲学』、第四章「ジェームズの人と思想」参照。
- (2) ステイル前掲書(B)、第二章「ハーバード時代」とくに三四―三八頁参照。Ibid., pp. 16-22. J・サントヤナについては、鶴見前掲書、第三篇「プラグマティズムの周辺」第十二章「サントヤナ―唯美主義」参照。
- (3) 同書(B) 二五二頁。Ibid., pp. 486-487.
- (4) 同書(B) 二五二頁。Ibid., pp. 486-487.
- (5) 同書(B) 二五七頁。Ibid., p. 490.
- (6) ここで「リップマンが自分が気がついていた以上にジェームズ的であり、自分で望んでいた程にはサントヤナ的ではなかつた」と述べていることは、リップマンが結局において、多元主義的、実験主義的プラグマティズムを主張したジェームズの学徒であつたこと、その相対主義、現実主義、実際主義の信奉者であつたことをいっているばかりではなく、ひそかにリップマンが、若い頃から、ジェームズのプラグマティズムにひかれながら、同時に、「人間の経験と両立しうる絶対的な道義的価値の追求というサントヤナ的理想主義への傾斜をしめしているものであろうか。リップマンのこのようないわば理想主義と現実主義の共在は、『世論』等彼の著作や評価の多くに、基本的な特徴をあらわしているということができらう。

同書(B) 三四—三八頁参照。Ibid., pp. 19-22.

(7) 同書(B) 一六六頁。Ibid., p. 123.

(8) 同書(B) 一六六頁。Ibid., pp. 122-123.

(9) 鶴見俊輔は『アメリカ哲学』のなかで、ホームズを哲人法官(第五章)としてとりあげ、ホームズについて語ることは、プラグマティズムの哲学が、いかにして米国の政治思想の中にまでしみわたっていったかについて語ることだとしている。ここでは、ホームズ判事が少数意見を出した二つの事件、一九〇五年のロクナー事件と一九一五年のコベジ事件の実例をあげて、次のようにしめくくっているのが特徴的である。

「以上二つの反対意見に含まれているホームズの法律観は、法律における第一原理(すなわち憲法)は現在および将来の人々を支配すべきではなく、その時々の変りゆく事情に応じてもっともよく人々に仕えるためにあるのだ、という思想である。一九〇五年のロクナー事件におけるホームズの反対意見は、法律哲学としてのプラグマティズムを打ちたてる運動の第一声であったといわれる。』『アメリカ哲学』一九六六年、講談社、一二二頁参照。

(10) 同書(B) 一三四頁。Ibid., p. 134.

(11) 同書(B) 二一三頁。Ibid., p. 157.

(12) 同書(B) 三六九頁。Ibid., p. 277.

四

J・デューイ(Dewey)が一九二二年、リップマンの『世論』について、「現代抱かれている民主主義の概念に対して、おそろしく、これまで書かれた最も手厳しい告発の書」(perhaps the most effective indictment of democracy as currently conceived ever penned)⁽¹⁾と評したことは、大いに理由があるばかりか、著者リップマンの本旨に合致したものであったろう。ちなみに、デューイは、後に、リップマンの『世論』の続編とみなされる一九二五年『幻の

公衆』から大きい刺戟を受けたわけであるから、多数者に対するリップマンの一貫したきびしい批判から共通のデモクラシー觀を得たのに相違ない。⁽²⁾ ラスキもまた次のように述べて、当時の大部分の読者の反応をあらわしている。すなわち一方では「神経質なまでに切り詰めた簡激な文体に著者の精神力の強さを感じさせる力作」として称賛しながらも、他方「巻末にいたって著者は何を言わんとするのか。事実に対する客観的な尺度があれば真理の発見は容易になるというのだが、はたしてそうであろうか⁽³⁾」と疑問を投げかけている。おそらくこれは多くの人びとの氣持を代弁したものであろう。けれども「実に非凡な著作です。これだという具体的な解決策を提示しているわけではありませんが、人間の心の微妙な動きをこれほど明確にとらえることのできる人物は、いまの時代にあまりいないのではないでしょうか⁽⁴⁾」とリップマンを賞えたのは、ホームズ判事の評価であった。このように、ほとんど手放しで称讚しているかに見えるホームズでさえ、「これだという具体的な解決策を提示しているわけではありませんが」と留保しているように、弱点は不明瞭な結論、すなわち「専門家集団」に救済をもとめたところにある。

いうまでもないが、リップマン自身は、『世論』第一章で疑似環境 (pseudo environment)、第六章でステレオタイプ (stereotype) をとりあげているように、これらによって毒されている現代社会、大衆社会の難問を解決し救済することを目的としたことは、いうまでもないことであった。ここで持ち出された結論は、特別の訓練をうけた人間、専門家に大いに期待することであった。このことは、次のような判断によるものであった。「たとえ報道機関が世界の姿を正確に伝えることができたとしても、平均的な人間には大量の複雑な情報を処理する時間も能力もない。すべての市民が周辺の世界について直接的な経験と理解を有している、という前提に立った啓蒙時代の民主主義概念は、人びとが世界についての判断を求められながらも、その世界のごく限られた一部としか接することのできない今日の

大衆社会に対しては、完全にその妥当性を失ってしまった⁽⁵⁾。小さい共同体であれば、市民は、直接経験できる多くの事柄を決定することができたが、このような一八世紀の古典的デモクラシーの世界は、もはや存在しない。現代人においては、関税、予算、戦争と平和等の諸問題に、自分が直接体験できないような事件について、判断や決定がもとめられているのである。「ニュースと真実とは同一物ではなく、はっきりと区別されなければならない。これが私にとってもっとも実り多いと思われる仮説である。ニュースのはたらかきは一つの事件の存在を合図することである。真実のはたらかきはそこに隠されている諸事実に光をあて、相互に関連づけ、人々がそれを抛りどころとして行動できるように現実の姿を描き出すことである⁽⁶⁾」とリップマンは、述べて、ニュースそのものが真実の姿でないとしている。また「新聞は諸制度の代役を果たすものではない、……治療法は分析と記録のシステムを基盤とした社会組織とそれに附随するすべてのものに見出せる。市民は万能であるという理論を放棄すること、意志決定を分散すること、比較可能な記録と分析によって決定を調整することにある⁽⁷⁾」として、新聞へのチェック機能を重視して根本的治療を考えている。これには、リップマンの持っている伝統的民主主義理論の脆さの認識、そして新聞不信とも見える過大評価を戒める持論を背景としている。すなわち「新聞は、……民主主義理論がこれまで認めてきたよりずっと脆い存在である⁽⁸⁾。」「新聞に人類のあらゆる公生活を翻訳する義務を負わせて、成人ひとりひとりが未決の問題一つ一つについてある意見をもつことができるようにしようとしても、それは失敗に終る。失敗に終るに決っている⁽⁹⁾」と断定しているからである。

そして、先にあげた治療法にくわえて次のように専門家群をつけ加えている。「くさびは打ちこまれた。手助けを必要とする一部の産業界の指導者たちや政治家たちだけではない。市政調査局、議会参考図書館、会社・労働組合・

公共運動の専門的圧力団体によって、そして婦人参政権連盟、消費者連盟、生産者協会のようなさまざまな有志団体によって、あるいは何百もある同業組合、市民連合によって、『探照灯でみる議会』、『探查』のような出版物によって、一般教育委員会のような財団によって、くさびは打ちこまれた。そのすべてが公平無私であるとはけっして言えない。しかしそれは当面の問題ではない。⁽¹⁰⁾と述べて、情報環境と市民とを媒介する機能を、これら専門家集団に評している。このことは、今日の政治状況にも適切に妥当する提言であろうか。

このようにしてリップマンのしめしている方向はほぼ理解されるにしても、とりあげたテーマそのものが難問であったのだから、この著書の目的、解決策なるものは、不分明なものであったことは否めない。それは『世論』の延長線上にあるといわれた一九二五年『幻の公衆』によっても、また一九五五年『公共の哲学』の結論からも、ある程度つきまとう不確かさであったろう。こう考れば、『世論』の特質と価値については、その結論、治療法、解決策の具体性や効果を疑うことよりも、大衆社会における現代デモクラシーの衰退や危機の根本を冷徹に分析し、解剖したところにこそあると見るべきであろう。彼において世論の分析と解剖をしたことは、同時に、大衆不信をみちびき、反多数主義をうち出したところに、そのデモクラシー論の特質があった。

もともと、リップマンが『世論』を執筆するようになった動機には、一九二〇年第一次世界大戦の講和条約を否決したアメリカ議会が、大統領ウィルソンの理想主義を後退させたばかりでなく、アメリカ合衆国そのものを大きく右旋回させた現状を悲観したこと、そしてヨーロッパのドイツ、イタリアでファシズムの抬頭を現実に見視した結果であった。「イタリアにおける議会政治の崩壊は、国民の意志に最も敏感に反応する政治形態が最良のものであるとする自由主義的な考え方に対してリップマンが抱いていた疑念を裏付けることになった。ヨーロッパにおいて、議会は

国民の意向を反映したが、その結果は混乱と麻痺状態であった。特殊利益団体が圧力をかけ、賄賂を使うという点にも問題はあったが、リップマンにとって問題は、立法府が代表しているとされる世論の性格そのものにあると思われる。古典的理論によれば、人びとは重大な問題についてこれを正しく理解し、理性的に判断することができるはずであった⁽¹⁾とステイールが解説していることは、『世論』で問題にした「万能の市民」に対する批判にとどまらず、また人びとの責められるべき過誤の結果というより、意見が形成される大衆政治の過程そのものをテーマにしたものであった。そしてこの考え方が基礎になって、その後『世論』や『幻の公衆』、『公共の哲学』等にあらわれる反多数主義と称せられたデモクラシー論の軸線をきづきあげたものと推察することができる。したがって、ここで述べられているように、「特殊利益団体が圧力をかけ、賄賂を使うという点にも問題はあったが」とあるように、必然的に、特殊利益団体の圧力を批判しているが、圧力団体批判そのものがここでの要点ではない。国民の意志を敏感に汲みとることが最上の政治形態であるとの議会主義への疑問を、世論や大衆の性格に結びつけようとするのが本旨であつたろう。

このように考えると、危機のデモクラシーの渦中において、「知的専門家群に任そう」とするリップマンの智慧は、効果や説得力の欠陥をもっているといえども、当時としてとりあげられべき提案であつた。リップマンが世論や大衆の性質を鋭くあばき出したのは、単純な世論研究ではなく、その反多数主義は、政策の統合力を強調し、強力な執行府を要望し、デモクラシーの生きてゆく一つの方策であつた。

したがって、リップマンが、ただやみくもに、圧力団体批判論を述べ、圧力団体自身の存在を反デモクラティックな性格としてとらえたわけではないとしても、『公共の哲学』その他の著書、論文、評論を通じて、きびしい評価を

あたえていることが推察されよう。それは、以上に述べたように、一九二二年『世論』に貫かれている世論、新聞、大衆への分析と批判を通じて、現代デモクラシーにおける「専門家政治」を強調するところから、特殊利益集団の偏重からデモクラシーを守ろうとする真意に由来するものであることが理解されよう。こうしたわれわれの認識をより深めるためには、『世論』にせめされたリップマンの基礎的な思索にばかりではなく、一九一三年『政治学叙説』、一九一九年『政治状況』(Political sean)、一九二五年『幻の公衆』、一九二九年『道徳論叙説』(A Preface to Morals)、一九三七年『良き社会』(The Good Society)、一九五五年『公共の哲学』や「ラム」『Today and Tomorrow』等の政治評論、多彩な政治活動の軌跡にいたるまで、詳細にわたる検討を必要とするであろう。

(1) スティール『現代史の巨撃者』(E) 二四六—二四七頁。R. Steel, op. cit., p. 183.

(2) デューイがリップマンから、公衆観、大衆観の上で大きい刺戟をあたえられたことは、デューイの次の言葉からよく分る。すなわち「統合が達成されているのにかかわらず、あるいは、むしろその性質のために、公衆 (the Public) は失われているように見える。あるいは少なくともそれが困惑していることは確かである。政府は、公務員についても、その活動についても、明らかにわれわれに身近なところにある。立法部は、ぜいたくすぎような多くの法律をつくっている。下級公務員は、ある種の法律を実施するために無駄な闘争をしている。法廷の判事はたえず増員して、彼等の眼前の沢山の事件を最善をつくして処理している。しかし、これらの公務員が代表していると考えられる公衆はどこに在るのか。それはどの程度まで地理的名称ないし公職の名称以上のものであろうか。(注① ウォルター・リップマン著『幻の公衆』を見よ。彼の『世論』とともにこの著書に対して、私は、特殊な論点についてだけではなく、彼と異った結論に達した場合でさえ、私の論文全体に含まれる思想について、多くを教えられたことを感謝した(と思う)」。J. Dewey, 'The Public and Its Problems'-an Essay in Political Inquiry, 1927. in John Dewey, 'The Later Works, 1925-1953, vol. 2: 1925-1927, 1984, p. 308.

ここにあげたように、リップマンの公衆論が「デューイに影響をあたえたことについて」、G. ダイキューゼンは、次のように説明している。すなわち、「『公衆とその問題』は、variety of アメリカ社会の市民生活の状態を公的に調べたもので

ある。それはウォルター・リップマン (Walter Lippmann) が「度『うつろな公衆』(The Phantom Public)」と題する示唆に富んだ本を書きあげたばかりの頃であった。それは民主主義理論に見られる公衆と、現実生活のうちで役割を果している公衆との大きな違いを指摘している。民主主義理論による「公衆」は実際には存在しない「うつろな公衆」である。それ故にリップマンは民主主義理論がこの概念にとらわれているかぎり、今日のアメリカの民主的社會を導く必要な洞察力を満足させることはできないと強調した。デューイは『ニュー・リパブリック誌』に好意的な評価(ステイール前掲書(二)二八八頁参照)を書き、かつ「もっと分析を必要としている」と提案するとの彼の見解を示した。一九二六年一月オハイオ州のケンヨン大学 (Kenyon College) での一連の講演で最初演説した『公衆とその問題』はリップマンの著書の内容を徹底的に追求したものである。以上の4つはリップマンの一九二五年 The Phantom Public にあらわれる公衆観が、デューイの一九二七年 The Public and Its Problems における公衆観やその解決策に大きい示唆を及ぼしたことは明瞭なことである。

- (3) R・ダイキョーゼン『シモン・デュエイの生涯と思想』(三浦・石田訳)、三二九—三三〇頁、清水弘文堂、昭和五二年。
- (4) R・ステイール前掲書(二) 二四七頁。R. Steel, op. cit., p. 183.
- (5) 同書(二) 二四七頁。Ibid., p. 183.
- (6) 同書(二) 二四六頁。Ibid., p. 182.
- (7) W・リップマン『世論』(掛川ハチ子訳)、二二四頁。W. Lippmann, Public Opinion, 1921, p. 358.
- (8) 同書(二) 二二二頁。Ibid., p. 364.
- (9) 同書(二) 二一八頁。Ibid., p. 362.
- (10) 同書(二) 二一九頁。Ibid., p. 362.
- (11) 同書(二) 二一三頁。Ibid., pp. 377-378.
- (12) 同書(二) 二四三頁。Ibid., p. 180.